

平成 23 年度事業再評価に係る有識者会議の意見とりまとめ(構成案)

平成 23 年度事業再評価に係る有識者会議の意見について

平成 23 年 12 月

大阪市では、平成 23 年 9 月 7 日に「平成 23 年度大阪市事業再評価の実施に関する方針」を定め、これに基づき再評価の対象となる事業を継続することの妥当性について、10 月 6 日、11 月 2 日及び 11 月 24 日の 3 回にわたり大阪市建設事業評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部の有識者から意見聴取を行いました。

このたび、3 回にわたる有識者会議における意見を以下のとおりとりまとめたので公表します。

今後、大阪市においては、この意見を十分に踏まえ、なお一層効果的・効率的な事業の実施又は見直しを図ってまいります。

記

第 1 事業再評価対象事業

事業再評価の対象事業は、大阪市行政評価実施要綱第 12 条に基づき、以下の条件に該当するものとする。

- (1) 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
 - (2) 事業開始年度から起算して 5 年目の年度において未着工のもの
 - (3) 事業開始年度から起算して 5 年目の年度において継続中のもの(平成 19 年度以前に事業開始分)(*)
 - (4) 事業再評価した年度から 5 年間が経過後の年度で継続中のもの(平成 18 年度事業再評価実施分)(*)
 - (5) 市長が特に必要と認めるもの
- (*) 平成 23 年度に事業完了予定のものを除く。

第 2 意見聴取の方法

有識者からの意見聴取にあたっては、まず対象事業の所管局において下記の方法により自己評価を行い、有識者会議においてこの評価結果や結果に至る過程の妥当性について意見を聴取した。

所管局による自己評価の方法

所管局による自己評価にあたっては、これまでの有識者等の意見を参考に、次のとおり「評価の視点」として 3 つの視点を、「評価の分類」として 5 つの段階をそれぞれ設定し、各対象事業について 3 つの視点ごとに評価を行い、その結果を総合的に検討し、当該事業についての 5 段階評価を行うこととした。

1 評価の視点

次の視点から対象事業を定量的又は定性的に分析し、当該事業を継続することが適切かどうかを評価した。

(1) 事業の必要性

- ①社会経済情勢等の変化…事業開始時や前回再評価時と現在の情勢等の変化に対して適合できているかを確認する。
- ②事業の投資効果…費用便益分析により、現在の費用対効果が基準値以上 ($B/C \geq 1.0$) であることを確認する。

(2) 事業の実現見通し

- ①事業の進捗状況…進捗率から事業の進捗がどのような状況にあるかを確認する。また、事業が長期化している理由の妥当性を確認する。
- ②事業の進捗の見込み…事業の完了までのスケジュールの実現可能性を確認する。
- ③事業費の見込み…事業費の確保が見込めることを確認する。
- ④コスト縮減や代替案立案等の可能性…現状では事業進捗が困難と判断される場合に、進捗阻害要因を排除するためのコスト縮減や代替案立案等の可能性を確認する。

(3) 事業の優先度

- ①重点化の考え方…優先度等を考慮するため、一定の位置付けや考え方に基づいた事業であることを確認する。
- ②事業が遅れることによる影響…事業の遅延により発生する課題、影響の大きさを確認する。

2 評価の分類

視点ごとの評価を基に、各事業を次の5段階で評価した。

- ・事業継続 (A) …完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
事業遅延による影響が極めて大きいため優先度・緊急度が極めて高く、また事業完了までのスケジュールの実現可能性が高い事業など。
- ・事業継続 (B) … (Aより優先度は劣るものの) 予算の範囲内で着実に継続実施するもの
事業遅延の影響が大きく、完成に向けて着実に事業を実施する必要性があり、完了に至るまで概ね見通しがついている事業など。
- ・事業継続 (C) … (A、Bより優先度が劣り) 限定的な実施にとどまるもの
事業効果が既にある程度現れているなど、事業遅延による影響が小さく早期の事業完了の必要性が乏しいものの、当面、権利者調整の進展等に応じて一定の進捗が見込まれる事業など。
- ・事業休止 (D) …複数年にわたって予算の執行を行わないもの
投資効果はあるが事業を巡る社会経済情勢等との変化に対して適合していない事業や、当面の進捗が見込めずコスト縮減・代替案等により進捗阻害要因を排除する必要があるため、事業中止ではないが、事業を一時休止する事業など。

- ・事業中止（E）…事業を中止するもの

投資効果がない事業や、進捗阻害要因を排除できる可能性がなく、事業手法や事業規模等を見直しても事業継続の妥当性がない事業など。

第3 有識者会議における意見

第1における条件に基づき平成23年度に事業再評価の対象となった事業（全18事業）、およびそれらに対する評価結果、ならびに有識者会議の意見は、下表のとおりである。

番号	事業名	評価結果	有識者会議の意見
1	街路	豊里矢田線(北田辺)	事業継続 (A)
2		河堀口舍利寺線	事業継続 (B)
3		鞍作線	事業継続 (C)
4		尼崎堺線(西成南)	事業継続 (C)
5		十三吹田線	事業継続 (C)
6		天王寺大和川線	事業継続 (A)
7		正蓮寺川歩行者専用道	事業継続 (B)
8	道路	市道西成区第369号線 道路改良事業	事業継続 (B)
9		主要地方道住吉八尾線 道路改良事業	事業継続 (B)
10	橋梁	主要地方道大阪狭山線 (下高野橋)橋梁架替事業	事業継続 (A)
11	公園	正蓮寺川公園	事業継続 (B)
12		津守中央公園	事業継続 (B)
13	住宅地区 改良	長橋住宅地区改良事業	事業継続 (B)
14	公害防止 対策	公害防止対策事業	事業継続 (C)
15	環境整備	此花西部臨港緑地整備事業	事業休止 (D)
16		中央突堤臨港緑地整備事業 (物揚場整備事業を含む)	事業継続 (C)
17	土地造成	新人工島土地造成事業	事業休止 (D)
18	水道施設 整備	泉尾配水場建設工事	事業継続 (A)

・事業ごとに
「妥当である」
または
「妥当でなく事業○○
(○)が妥当である」
を記載する
(両論併記もあり)

・留意事項があれば、
その概略を記載する

第4 自己評価の方法に対する有識者の意見

第2に掲げる所管局による自己評価の方法について、次年度以降の実施の参考とするため、有識者会議の意見を聴取した。

その結果、〇〇〇という意見であった。

- ・第2に記載している「所管局による自己評価の方法」についての意見
- ・その他事業再評価全般についての意見

等があれば記載する。

第5 個別事業の実施状況および有識者の意見

事業再評価の対象となった個別事業ごとの事業実施状況、所管局の評価結果およびこれに対する有識者会議の意見については、以下のとおりである。

■街路事業

1 「豊里矢田線（北田辺）」

（事業再評価した年度から5年間の経過後の年度で継続中のもの）

各個別事業の調書から
実施状況等を抜粋

(1) 事業実施状況

事業概要	生野区林寺1丁目～東住吉区北田辺4丁目 道路整備（拡幅）延長 L=1500m 幅員 W= 25m（両側2車線 歩道有）（現道幅員 W=6m）		
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益 [受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=2.71 （総便益B：360.0億円、総費用C：132.6億円）		
進捗状況	事業開始時点 （平成10年2月）	再評価時点 （平成18年3月）	再評価時点 （平成23年3月）
経過及び完了予定	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成15年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費：123億円	総事業費：124億円 既投資額：92億円	総事業費：139億円 既投資額：115億円
事業規模	用地取得：17,800m ² 道路整備：37,500m ²	用地取得：17,800m ² 道路整備：37,500m ²	用地取得：17,800m ² 道路整備：37,500m ²
うち完了分	—	用地取得：14,935m ² 道路整備：0m ²	用地取得：16,304m ² 道路整備：1,840m ²
進捗率	—	用地取得率 84% 工事進捗率 0% （先行取得を含む面積ベース）	用地取得率 92% 工事進捗率 5% （先行取得を含む面積ベース）

(2) 所管局の評価結果 事業〇〇（〇）

(3) 有識者会議の意見 評価結果は妥当である

- ・ 〇〇〇
- ・ 以上より、所管局の評価結果「事業〇〇（〇） 〇〇〇」は妥当である。

※評価の視点ごとの確認事項および意見

《 事業の必要性 》

- ・ 〇〇〇・・・
- ・ 〇〇〇・・・

《 事業の実現見通し 》

- ・ 〇〇〇・・・
- ・ 〇〇〇・・・

《 事業の優先度 》

- ・ 〇〇〇・・・
- ・ 〇〇〇・・・

視点毎の意見等をまとめて簡潔に記載

※評価結果が妥当でないという意見の場合：

「評価結果は妥当でなく、…が妥当である」

※留意事項がある場合はこちらに記載

視点ごとに、下記の事項を記載

- ・ 事実確認を行った事項
（「～である」「～となっている」など）
- ・ 所管局の見解・判断の確認を行った事項
（「～としている」「～との説明があった」など）
- ・ 各委員の意見
（「～と認められる」「～と考えられる」
「～は理解できる」「～と想定される」など）